

神奈川県立高津養護学校スクールバス運行業務委託仕様書

1 件名

神奈川県立高津養護学校スクールバス運行業務委託

2 委託台数

1台（バス1台につき運転士1名が乗車）

3 委託期間

令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

4 運行に供するバスの仕様

運行に供するバスは新車、中古車どちらも可とし、本業務専用のものでなくても差し支えない。また、神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年10月17日神奈川県条例第35号）で規定する粒子状物質の排出基準に適合する車両（D P F 装着車を除く）であることのほか、別添「仕様書（車両編）」によるものとする。

なお、本業務に使用するバスを調達する場合で、万が一運行開始時までに納車が間に合わない場合には別途学校と協議のうえ、本校生徒等を送迎できるよう、受注者の責任において代車等の代替措置をとるものとする。代車の仕様については、仕様書に記載の人数の送迎ができ、仕様書に定めるスケジュールのとおり運行できるものとする。ただし、具体的な運行方法及び時期については、別途学校と協議するものとする。

5 委託業務の内容

- (1) 令和2年6月1日以降の課業期間中の神奈川県立高津養護学校生徒等の送迎
- (2) 課業期間中の土日休日の学校行事等にかかる利用
- (3) 運行ルートの試走等事前準備（学校が指定した日）

なお、(1)及び(2)の詳細については別添「仕様書（運行編）」によるものとする。

- (4) 運行に必要な関係官署の許可等の取得及びバスポイント利用に必要な許可等の取得

6 委託契約に含まれる費用等

- (1) 車両調達費用
- (2) 燃料代
- (3) 車検・定期点検、日常点検及びこれらに要する一切の費用
- (4) 修理代及び受注者の原因に基づく改修が必要となる場合の改修費

- (5) 運行に必要な関係官署の許可等の取得に要する費用
- (6) 任意保険及び車両保険料
- (7) 運転員の雇用及びこれに伴う一切の費用
- (8) 故障・事故等何らかの事由により運行が不可能となった場合の代替輸送に要する費用
- (9) 電子メール送受信可能な連絡用携帯電話の設置及び運用経費

7 環境に対する配慮

- (1) 急発進、急加速をしないこと。
- (2) タイヤの空気圧を定期的を確認すること。
- (3) アイドリング・ストップに努めること。ただし、生徒等の送迎中は、その体調に影響を与えることのないよう配慮すること。

8 契約の相手方として必要となる条件

- (1) 道路運送法(昭和26年6月1日法律第183号)に規定する「一般旅客自動車運送事業の許可」に基づき本件委託事業を履行できること。
- (2) (1)記載の国土交通省の許可のほか、運行を行う上で必要となる法規上の諸手続きを行えること。
- (3) 故障及び事故等で運行が不可能となった場合、迅速に代替輸送が行えること。
- (4) 障害のある生徒が利用することに配慮して、スクールバス等を安全に運行できること。
- (5) 運転員の業務履行状況が不適切であると認められる場合、学校長は受注者に対して業務改善を指示することができること。
受注者に業務改善を指示してもなお不適切な業務実態と認められる場合、学校長は受注者に対して運転員の交代を求めることができること。
- (6) 学校が指定する場所で乗降することができること。

以上

仕様書(運行編)

1 年間運行予定日数

- (1) 授業日の登校における生徒等の送迎日数 165日程度
- (2) 運行ルートの試走等事前準備 3日程度

2 運行スケジュール

登校便

学校発	学校着
7:15 程度	8:45 程度

3 運行ルート(1運行あたり 25 km程度)

高等部コース(仮)

- (1) 学校を起点として、学校が雇用する介助員(2名)を乗車させた上で、川崎・横浜市内のバスポイント(7箇所程度を想定)を経て、学校に戻るルートとする(場合により教員が同乗することがある)。

4 特記事項

- (1) 運行ルートについてはこれを遵守するものとし、運行中ルートの変更を必要とする場合には事前に学校へ連絡の上、その指示により変更すること。
- (2) 運行ルートについては、曜日によって異なる場合があるが、1運行あたり 25km 程度を上限とする。協議の上、コースの見直しを行う場合がある。

以上

仕様書(車両編)

1 車両

- (1) 平成12年1月6日付け関東運輸局長他告示「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の審査基準について」に記載されている車種区分による小型バス(マイクロバスを含む)とすること。
- (2) 車両の全長は7.0m以下とすること。
- (3) 座席は正座17席(運転手席を除き)以上、28席(運転手席を除き、補助席を含む)以下とすること。
- (4) 国土交通省認定の最新排出ガス規制に適合していること。
- (5) 凍結や降雪が予想される時期には全輪に冬用タイヤを装備すること。

2 装備

- (1) シートベルトを装備すること。
- (2) 冷暖房の噴出し口は調整できるもので、方向が変えられるものとすること。
- (3) 窓は、飛散防止フィルムを貼ることや児童生徒がむやみに開閉できないように配慮すること。
- (4) 表示として「高津養護学校スクールバス」などを設置(着脱式の物で可)すること。

※その他、装備等について学校と協議できるものとする。